

消費せいかつ通信

手口が次々に変わる「振込めサギ」被害が増えています！

被害に合わないために…

- ★疎遠になっていると、騙されやすくなります！
離れて暮らす家族や親族とは、頻りに連絡を取り合ひましょう。家族間には分からない質問や合言葉などを決めておき、本人が確認できるやりとりをするようにしておきましょう。
- ★在宅中でも留守番電話設定にし、心当たりがない場合は出ないようにしましょう。
「電話番号が変わった」というメッセージの場合には、変わる前の電話番号にかけ直して、必ず確認しましょう。
- ★何人もの人が登場する劇場型の詐欺手口、「買ってくれたらお礼」などの誘いに安易にのるのは危険です。
- 振込め詐欺の被害にあった人の多くが「自分は大丈夫」、「だまされない」と思っていたと言います。1人1人が、「私も振り込め詐欺にあうかもしれない」と警戒心をもちましょう。

賃貸住宅の「契約」と「退去」

- ★契約前の申込金は、契約が成立しない場合、返還されるべきものです。支払う前に確認しましょう。
- ★契約前に、契約事項の内容、退去時の原状回復費用等の借主負担部分の説明など、重要事項や特約事項の説明を受け、納得・理解した上で契約しましょう。
→詳しくは「住宅賃貸借（借家）契約の手引」（財）不動産適正取引推進機構HPをご覧ください。
- ★借主は、物件の明け渡し時に、建物・室内等の変更、一般的に通常の使用と思われない使い方をした場合「原状回復義務」が生じます。
→詳しくは「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省HP）をご覧ください。
- 算定に納得いかない場合は貸主に説明を求めましょう。

※お問い合わせ先
住民税務課住民G ☎662-2593

都市計画道路の計画変更に係る説明会の開催について

山形広域都市計画道路「山辺中山線（山辺町大字大寺地内～中山町大字小塩地内までの区間）」および「中山公園線（中山町大字岡地内の区間）」の計画変更に係る説明会を開催します。

- 日時 3月13日（木）午後7時～
- 場所 中央公民館 第二研修室

※お問い合わせ先
山形県村山総合支庁建設部都市計画課
☎621-8222
中山町建設課建設整備G
☎662-2116

中山町災害互助会費の納入にご協力ください

中山町災害互助会では、各地区の区長に平成26年度分会費の納入を依頼しておりますので、各家庭等を訪問の際にはご協力よろしくお願い致します。

- 互助会費 200円/戸（生活保護世帯は免除）
- 納入期間 3月18日（火）まで

- 【制度概要】
- ◆目的
町内の家屋が火災にあい損害を受けた時に見舞金を支給し、合わせて災害見舞等の廃止を促し、生活の簡素化を進める。
 - ◆組織
町内に居住する全世帯と中山町災害互助会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
 - ◆期間
4月1日～翌年3月31日までの1年間
 - ◆見舞金額
住宅が全焼の場合……最高額50万円
倉庫、作業所等が全焼の場合…最高額20万円
※部分的な被害の場合はその程度により額を決定

※お問い合わせ先
総務企画課情報防災G ☎662-4899

●募集・案内●

古文書解説・郷土史講座
開催のご案内

※お申込み・お問い合わせ先
教育課生涯学習G
☎662-2235
FAX 662-5440

町内の古文書を紹介し、解説の講習を行い、更にそれらに関する町の史料の利用、保存などの効果を高めるため開催します。

●日時 3月20日（木）
午後1時30分～3時30分

●場所 中央公民館第1研修室

●対象・定員 町内在住の方・町内にお勤めの方。30名。

●参加費 無料

●申込方法 電話、ファックスまたは申込書に必要事項を記入のうえ、中央公民館に申込んでください（申込書は中央公民館にあります）。

●申込締切 3月14日（金）

●内容 柏倉文蔵家文書（奉公人関係文書）

●講師 横山昭男先生（山形大学名誉教授）

●持ち物 筆記用具

※主催：町教育委員会・町立歴史民俗資料館、共催：中央公民館

国民健康保険からお知らせ

※お問い合わせ先
住民税務課住民G ☎662-2113

国民健康保険制度とは

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者の皆さんがお金（保険税）を出し合って医療費などに充てる、助け合いの制度です。その運営は、保険者である町が行っています。

国民健康保険への加入状況

国民健康保険への加入状況について、平成21年度から25年度までの世帯数および被保険者数を年度平均値で見ると、世帯数は増減があるものの、被保険者数は年々減少していることが分かります。

国保加入世帯数・被保険者数の年次推移（年度平均値） ※平成25年度は4～7月までの平均値

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
世帯数（世帯）	1,579	1,552	1,561	1,539	1,559
被保険者数（人）	3,100	3,023	2,981	2,908	2,875

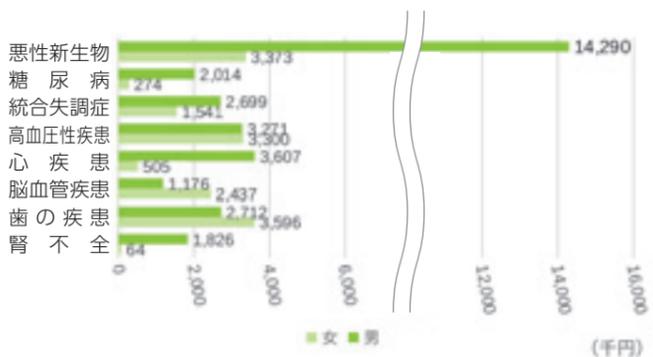
国保医療費の状況

医療費の状況について、平成21年度から25年度までの1人当たりの総費用額（医療費10割）の推移を見ると、平成22年度には30万円を超え、平成24年度以外は県1人当たりの総費用額を上回っています。また、平成25年度は前年度と比較して、大きく増加していることが分かります。

1人当たりの総費用額の推移 ※平成25年度は4～7月までの平均値×12か月

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1人当たりの総費用額（円）	290,281	324,460	314,678	305,574	367,725
県1人当たりの総費用額（円）	289,058	301,516	310,619	322,986	331,497

国保被保険者の性別、主要疾病別診療費 ※調剤報酬含む



では、何の病気にかかる費用が多いのでしょうか。

1人当たりの総費用額が県内1位だった平成25年5月診療分の主要疾病別診療費（左グラフ）を見てみると、男性の悪性新生物（がん）に係る診療費が1,400万円以上と格段に高くなっていました。

特定健診・特定保健指導を受けましょう！

特定健診は、メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病を未然に防ぐために実施されます。健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された人には特定保健指導が行われます。

特定健診の対象となる人は、国保に加入している40歳以上75歳未満の方です。特定健診を受けたすべての人には、健診結果の通知とともに健康づくりに必要な「情報提供」が行われます。また、生活習慣病のリスクがある人にはその度合いに応じて特定保健指導（「動機付け支援」または「積極的支援」）が実施されます。

同時にがん検診も受けることができます。医療費の節約にもつながりますので、年に1度の特定健診を受診し、ご自身の健康管理に役立てましょう。

みんなで正しい受診を心がけましょう

皆さんが病気やけがをしたときは、医療機関に保険証を提示して受診後に医療費の自己負担分（1～3割）を支払います。

残りの（9～7割）の医療費については、医療機関からの請求により保険者が負担しています。医療機関へ支払う保険者の財源は、皆さんが納める保険税などで賄われています。

医療費は今後増えていくことが予想されますが、次のようなちょっとした心がけで、その上昇を抑えることができます。ぜひ実践してみましょう！

- 1 かかりつけ医をもちましょう
- 2 休日や夜間の診療は控えましょう
- 3 重複受診はやめましょう
- 4 特定健診を受けましょう
- 5 毎日の健康管理に努めましょう
- 6 ジェネリック医薬品を活用しましょう